中小企業事業主の皆さまへ

「働き方改革推進支援助成金」

新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース のご案内

新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークの新規導入 に取り組む中小企業事業主を支援します!

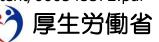
2次募集を開始します!!

- ★ 2 次募集における事業実施期間等について
- ・事業実施期間:令和2年4月7日~交付決定日から起算して1か月を経過した日
- ・交付申請期限:令和2年9月18日(金)まで
- ・支給申請期限:令和2年12月4日(金)まで
- ※本助成金は、国の予算の範囲内で支給するため、申請の状況により、申請期間内に募集を終了する場合があります。

	新型コロナウイルス感染症対策のための テレワークコース の概要			
対象事業主	新型コロナウイルス感染症対策として テレワークを新規 (※) で導入する中小企業事業主 ※試行的に導入している事業主も対象となります。			
	・テレワーク用通信機器 (※) の導入・運用 ・就業規則・労使協定等の作成・変更 等			
助成対象の 取組	 (※ パソコン、タブレット、スマートフォンについては、レンタル、リース費用が助成対象となります(購入費用は助成対象にはなりません)。 ※ リース契約、ライセンス契約等に係る費用については、契約期間の開始日が事業実施期間内であるものは3か月を限度として助成対象となります(事業実施期間以外の期間に係る費用も含む。年額等の場合は月割)。 令和2年4月7日から支給申請日までに実際に支出していることが必要です。 			
主な要件	事業実施期間中に ・助成対象の取組を行うこと ・テレワークを実施した労働者が1人以上いること			
助成の対 象となる 事業の実 施期間	令和2年4月7日~交付決定の日から起算して1か月を経過した日 ※計画の事後提出を可能にし、4月7日以降の取組で、 交付決定より前のものも助成対象とします。			
支給額	補助率:1/2 1企業当たりの上限額:100万円			

※ ご利用の流れ、対象事業主の要件 等については裏面をご確認ください。

●テレワークの導入に当たっては、セキュリティへの配慮も必要です。 テレワークセキュリティガイドライン(総務省)などもご参照ください。 https://www.soumu.go.jp/main_content/000545372.pdf



支給要件

令和2年4月7日~交付決定の日から起算して1か月を経過した日までにテレ ワークを新規で導入し、実際に実施した労働者が1人以上いること

※ 少なくとも1人は直接雇用する労働者であることが必要です

支給対象となる取組

テレワークの導入・実施に関して、以下の取組をいずれか1つ以上実施 してください。取組に要した費用を助成します。

テレワーク用通信機器(※)の導入・運用

(例) • VPN装置 • web会議用機器

- ・ 社内のパソコンを遠隔操作するための 機器、ソフトウェア
- ・保守サポートの導入
- クラウドサービスの導入
- サテライトオフィス等の利用料
- パソコン、タブレット及びスマートフォン、 ルーター等のレンタル、リース費用など
- ・ パソコン、タブレット、スマートフォンにつ いては、レンタル、リース費用が助成対象とな ります(購入費用は助成対象にはなりません)。

対象経費

- 就業規則・労使協定等の作成・変更 (例) テレワーク勤務に関する規定の整備
- 労務管理担当者に対する研修
- 労働者に対する研修、周知・啓発 П
- 外部専門家(社会保険労務士など) によるコンサルティング
- ※ 派遣先である場合、派遣労働者も対象となります。ただし、その派遣労働者を雇用する派遣元事業主が、 その派遣労働者を対象として同時期に同一措置につき助成金を受給していない場合に限ります。
- ※ リース契約、ライセンス契約、サービス利用契約等の一定期間に応じて金額が定まる契約等に係る費用に ついては、契約期間の開始日が事業実施期間内であるものは3か月を限度として助成対象となります(事業 実施期間以外の期間に係る費用も含む。年額等の場合は月割)。

令和2年4月7日から支給申請日までに実際に支出していることが必要です。

支給額

支給対象となる取組の実施に要した費用のうち、下の「対象経費」に該当するものに ついて助成します。

謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本 費、備品費、機械装置等購入費、委託費

助成額

対象経費の合計額 × 1/2

(100万円が上限)

ご利用の流れ

「働き方改革推進支援助成金交付申請書」を事業実施計画書などの必要書類とともに、 テレワーク相談センターに提出(締切:9月18日(金)(必着))

※ 後日、厚生労働省から交付決定通知書が送付されます

これから取組を実施する場合は、計画に沿って取組を実施 ※要件に合致する場合は、4月7日以降交付決定までの取組も助成対象となります。

対象となる中小企業事業主

労働者災害補償保険の適用中小企業事業主であること

中小企業事業主の範囲

AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります

	業種	A. 資本または 出資額	B. 常時使用する 労働者
+	小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
	サービス業	5,000万円以下	100人以下
	卸売業	1 億円以下	100人以下
	その他の業種	3億円以下	300人以下

事業実施期間終了後、テレワーク相談センターに **支給申請<u>(締切:12月4日(金)(必着))</u>**

※ 厚生労働省から支給されます

お問い合わせ先

テレワーク 相談

平日9:00

検索

 $\sim 1.7 : 0.0$

テレワーク相談センター

https://www.tw-sodan.jp/

電話:0570-550348

所在地:〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台1-8-11

東京YWCA会館3階